

# 茨城県入場券等の不当な売買行為の防止に関する条例

平成5年11月10日

条例第42号

〔沿革〕 平成14年3月条例第36号改正

茨城県入場券等の不当な売買行為の防止に関する条例を公布する。

茨城県入場券等の不当な売買行為の防止に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、入場券、観覧券、入園券その他の公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物(以下「入場券等」という。)の不当な売買行為を防止し、もって県民生活の平穩を保持することを目的とする。

(入場券等の不当な売買行為(ダフヤ行為)の禁止)

**第2条** 何人も、入場券等を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を、公衆に発売する場所、道路、公園、広場、駅、興行場その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗り物(以下「公共の乗り物」という。)において、買い、又は公衆の列に加わり、うるつき、人に立ちふさがり、つきまとい、呼び掛け、若しくはピラその他の文書若しくは図画(以下「ピラ等」という。)を配り、若しくはピラ等を掲出して買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公衆に発売する場所、公共の場所又は公共の乗り物において、不特定の者に、売り、又はうるつき、人に立ちふさがり、つきまとい、呼び掛け、入場券等を提示し、若しくはピラ等を配り、入場券等を展示し、若しくはピラ等を掲出して売ろうとしてはならない。

(罰則)

**第3条** 前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成5年12月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月27日条例第36号)

1 この条例は、平成14年5月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。